

産後ケア事業

目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。
 - ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）
 - ※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとしている。

内容

- ◆ **対象者** 産後ケアを必要とする者
- ◆ **内容** 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）
- ◆ **実施方法・実施場所等**
 - (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
 - (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
 - (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施
- ◆ **実施担当者**
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

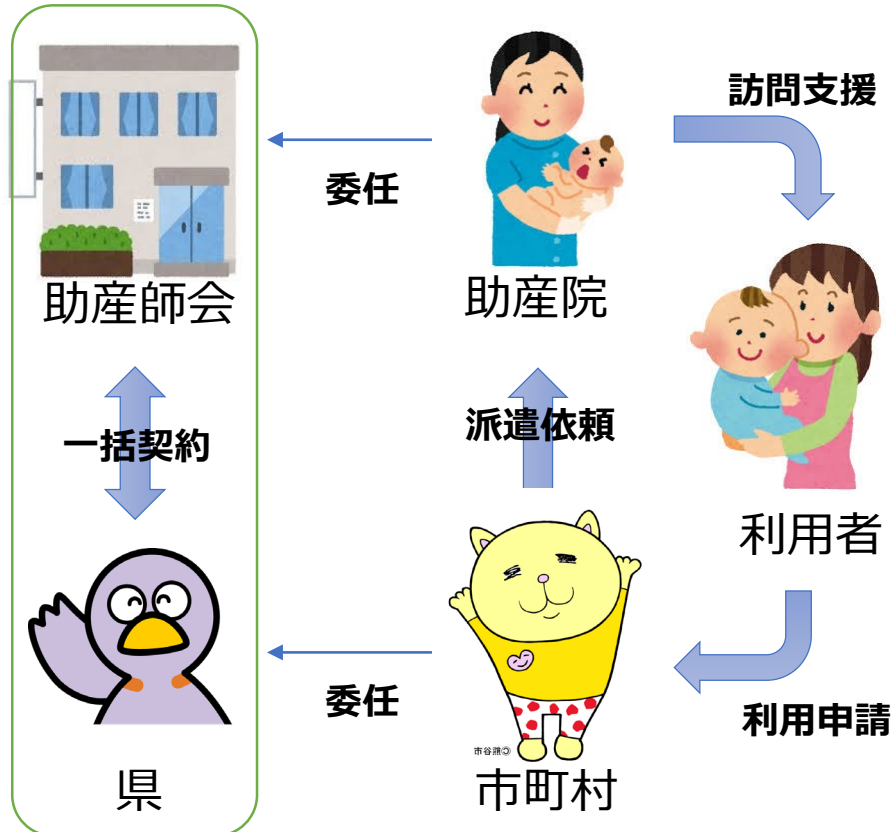
産後ケア事業の一括契約について

現状と課題

- 全ての市町村は令和6年度までに産後ケア事業を実施することが努力義務化されている。
- 一方、一部市町村において、管内に適切な委託先がなく、産後ケア事業を実施できない。



イメージ図



令和6年度から県と県助産師会で、産後ケア事業のアウトリーチ（訪問）型に係る一括契約を実施予定

一括契約によるメリット

- 管内に適切な委託先がない市町村が、一括契約により、管内外の助産院に産後ケア事業の委託をすることができる。
- 既に産後ケア事業を実施している市町村も、受入先が複数あることで、利用者から申請があった際、柔軟に対応することが可能となる。

今後の方針

- 妊婦健診等と異なり、市町村や受入先によって産後ケア事業の利用者負担額は異なるため、請求書様式等がどこまで統一できるか、具体的な契約内容を県助産師会と検討する。